

2019年8月16日
商 工 中 金

輸入L/C開設、条件変更における留意事項について

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

外国為替及び外国貿易法（外為法）における適法性確認手続きの強化、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の一環として、当金庫が輸入L/C開設の事務を委託している委託銀行からの要請に基づき、お客さまからご依頼いただく輸入L/C開設、条件変更につきましては、以下の点にご留意いただきますようお願い致します。

<留意事項>

詳細な輸入商品の確認とL/C条件への反映が必要となります。

①L/C上のGOODS欄(商品欄)の記載について

詳細な商品名記載をお願いします。

例) × FROZEN FOODS ×MARINE PRODUCTS 等

※上記のような商品名記載で、L/C開設済の場合、期限延長、増額等の条件変更時に、商品名記載を詳細にして頂く必要がございます。

②L/C条件について

北朝鮮関連輸入規制16品目に該当する場合は、以下のいずれかをL/C条件とさせていただきます。

- ・「原産地証明書」のご用意をお願い致します。
- ・インボイス上に原産地の表示をお願い致します。

③原産地や船積地域の確認について

L/C開設時に、船積地の特定ができない場合(ANY ASIAN PORT、ANY CHINESE PORT等)、「予定地」をお知らせ下さい。

以上